

令和 7 年 6 月

条例議案概要説明書

目 次

	ペ ー ジ
議案第 6 4 号 徳島市職員定数条例の一部を改正する条例を定めるにつ いて	1
議案第 6 5 号 徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める について	1
議案第 6 6 号 徳島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例を定めるについて	2
議案第 6 7 号 徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償 条例の一部を改正する条例を定めるについて	3

議案第64号

徳島市職員定数条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 定数外の職員の改正

行財政改革推進プラン2025における取組等を勘案し、定数外の職員について次のとおり改正する。

(1) 定数外の職員は、次に掲げる者とする。

ア 休職者又は育児休業（産前産後休暇を含む。）をしている職員（いずれも代替として正規職員が配置されている者に限る。）

イ 他の地方公共団体に派遣されている職員（人事交流等により当該地方公共団体と相互に職員を派遣している場合に限る。）

ウ 消防局又は消防署の職員であって採用から1年を経過しない者（当該期間中に消防学校の行う教育訓練に派遣される者に限る。）

(2) 前記(1)のアに掲げる職員が復職等をした場合に職員の定数を超えることとなるときは、復職等から1年を超えない期間に限り、当該復職等をした職員の数を定数外とする。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

議案第65号

徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて

地方税法の改正等に伴い、次のとおり改正する。

1 公示送達の方法の改正

公示送達の方法について、公示事項をインターネットを利用して不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置及び公示事項を掲示場に掲示し、又は庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置による方法（現行 掲示場に掲示する措置による方法）により行うこととする。

2 個人住民税の改正

特定親族（生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等であって控除対象扶養親族に該当しない等の一定の要件を満たすもの）に係る特別控除が創設されることに伴い、所要の規定の整備をする。

3 たばこ税の改正

加熱式たばこに係る課税標準について、次のとおり換算方式を改正する。

紙巻たばこの本数に 換算する方式			換算する加熱式たばこの方式別割合 (各方式により算出した本数を合算)		
			現行	令和8年 9月30日まで	令和8年 10月1日以後
旧方式	重量 換算	加熱式たばこの重量 0.4グラムあたり で換算	0.5本	0.25本	
	小売 価格 換算	紙巻たばこ1本あた りの平均小売価格に 対する加熱式たばこ の小売価格で換算	0.5本	0.25本	
新方式	重量 換算	加熱式たばこの重量 0.35グラムあた りで換算		0.5本	1.0本

4 軽自動車税の改正

廃車時又は標識再交付時に返納すべき標識を、紛失して返納できない者から徴収する弁償金について、廃車時には徴収しないこととする。

5 施行期日等

(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日から施行する。

ア 前記1の改正 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則

第1条第12号に掲げる規定の施行の日

イ 前記2の改正 令和8年1月1日

ウ 前記3及び4の改正 令和8年4月1日

(2) 所要の経過措置を講ずる。

議案第66号

徳島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

児童福祉法の改正により乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されることに伴い、次のとおり改正する。

1 題名の改正

条例の題名を「徳島市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に

関する基準を定める条例」に改める。

2 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の新設

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、内閣府令（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）で定める基準とする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第67号

徳島市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額等について次のとおり改正する。

1 補償基礎額の改正

(1) 公務災害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額を次のとおり改正する。

ア 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間について支給すべき公務災害補償等に係る補償基礎額を、平均4.60%引き上げる。

イ 令和7年4月1日以後の期間について支給すべき公務災害補償等に係る補償基礎額を、前記アの額から平均2.59%引き上げる。

(2) 扶養親族に係る補償基礎額の加算額を次のとおり改正する。

区分	現行	令和8年 3月31日まで	令和8年 4月1日以後
配偶者	217円	100円	廃止
子	334円	384円	434円
その他（参考）	217円	変更なし	変更なし

2 介護補償額の改正

介護補償の月額を次のとおり改正する。

区 分		現 行	改正案
常時介護を 要する場合	介護に要する費用を支出した場合の 介護補償額の上限（参考）	177,950円	変更なし
	親族等により介護を受けた場合の介護 補償額	81,290円	85,490円

随時介護を 要する場合	介護に要する費用を支出した場合の 介護補償額の上限（参考）	88,980円	変更なし
	親族等により介護を受けた場合の介 護補償額	40,600円	42,700円

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行し、前記 1 の(1)のイは令和 6 年 4 月 1 日から、前記 1 の(1)のイ及び前記 2 は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。